

防衛省改革会議（第 1 回）説明資料

平成 1 9 年 1 2 月

防 衛 省

I 文民統制の徹底

1 最近の事案

- テロ対策特措法に基づき、平成 15 年に海上自衛隊補給艦「ときわ」が実施した給油量について、海上幕僚監部の担当課長レベルで重要な情報の取り違えに気付いていたにもかかわらず、上司や内部部局への報告が一切行われず、内閣官房長官及び防衛庁長官（当時）が記者会見又は国会において誤った数値を根拠に答弁。
- 海上自衛隊の艦船において作成される航泊日誌（当該艦船に係る行動等を記録する文書）は、最後の記載をした日から 1 年間、艦船内に備え置き、その後 3 年間保存するものとされているが、テロ対策特措法に基づきインド洋に派遣されていた海上自衛隊補給艦「とわだ」において、要保存期間内において、その一部を誤廃棄。

2 「文民統制（シビリアンコントロール）の徹底」との関係

上記の事案、特に給油量取り違え事案は、文民統制が

- 国民を代表する国会が自衛隊に関する重要事項について議決又は承認すること
- 文民である内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を持ち、防衛大臣が自衛隊の隊務を統括すること

等を内容とすることに照らせば、防衛省・自衛隊の事務処理の在り方に対する信頼を損ねるとともに、文民統制に係る極めて重大な問題。

3 防衛省の対応

「文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会」を設置し、文民統制の徹底を図るため、再発防止の徹底を含め、適切な文書の管理、教育・意識改革、対外応答要領のチェック体制の確立等のほか、中長期的観点から、組織改革を含む抜本的改革案を検討し、所要の措置を講ずる予定。

II 厳格な情報保全体制の確立

1 最近の事案

- 平成 18 年 2 月、海上自衛隊護衛艦「あさゆき」乗組員が、自宅の私有パソコンでファイル共有ソフトを使用し、秘密情報をインターネット上に流出させるなど、一連の情報流出事案が発生。
- 平成 19 年 3 月、海上自衛隊護衛艦「しらね」乗組員の自宅から、秘密の疑いのある情報を記録した私有の外付けハードディスクが発見され、海上自衛隊警務隊と神奈川県警は、共同で事案の全容解明に向けて捜査中（いわゆる「イージス事案」）。

2 「厳格な情報保全体制の確立」との関係

- 防衛省が取り扱う秘密情報を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤。このため、防衛省においては、関係者以外の者がみだりに秘密に触れることのないよう、その取扱い手続を厳格に定めるなど、情報保全に努めてきたところ。

- 上記の事案は、こうした保全の努力を行っていたにもかかわらず、未然に防止できなかつたものであり、情報保全に係る極めて重大な問題。

3 防衛省の対応

- 「あさゆき」事案等を受け、近年の急速なIT化の流れに防衛省の情報管理体制等が追いついていないとの問題意識の下、平成18年4月、「抜本的対策」として、職場からの私有パソコンの一掃等制度面を中心に対策を実施。
- 「イージス事案」を受け設置した「情報流出対策会議」では、防衛省で取り扱う情報の重要性が隊員に浸透していない等の問題意識の下、隊員の保全意識を徹底するため、各種再発防止策を現場隊員に徹底的に浸透させるための「特別行動チーム」の派遣等の対策を実施。
- 自衛隊情報保全隊（仮称）の新編等の対策を実施する予定。

III 防衛調達の透明性

1 最近の事案

- (株)山田洋行は、防衛省に納入した輸入装備品（海上自衛隊救難飛行艇US-2で使用するプロペラ整備用器材等）について、過大請求を行っていたことが判明。

これを受け、防衛省としては、今後、同社とのすべての契約を対象に徹底した調査を実施し、過大請求の全容解明を進めていくとともに、当面の措置として、調査完了までの間、同社を取引停止の処分としたところ。

- チャフ・フレア射出装置の調達に関し、㈱山田洋行が米国企業の見積書を偽造し過大請求を行った疑義があったものの、減額の変更契約の措置のみに止めており、現在、事実関係の徹底的な調査を実施中。
- 航空自衛隊次期輸送機（C-X）のエンジンについては、官報公告により提案希望企業を募り、寄せられた提案を評価した結果、㈱山田洋行が代理店である米国ゼネラル・エレクトリック（GE）社製のエンジンを選定。

これを受け、平成16年度及び平成17年度に合計5台のエンジンを調達したほか、本年度予算にも1台の予算を計上。

こうした選定・調達過程において、前事務次官の関与等について、様々な指摘がなされているところ。

2 「防衛調達の透明性」との関係

上記の事案は、

- 防衛装備品の輸入調達については、海外メーカーが日本商社と代理店契約を締結している場合が多く、輸入調達は既に一般競争を基本としているものの、契約実績の多くが商社となっていること。

当該輸入調達では、防衛省は海外メーカーと契約当事者でないため、海外メーカーに直接接触する頻度が乏しかったこと等から、一部商社による価格改ざん等が見抜けなかったこと

- 今般のGE社製エンジン選定の際の防衛省内の議論（装備審査会議の内容）が事後的に検証できないことなどにも見られるように、防衛装備品の調達については、決められた手続きに従い行われているものの、当該装備品の契約に至るまでの調達過程が部外から分かりにくく、透明性が不十分であること

等を示すものであり、防衛調達の透明性に係る極めて重大な問題。

3 防衛省の対応

「総合取得改革の加速に関する大臣指示」に基づく「総合取得改革推進プロジェクトチーム」においては、一般輸入に係る問題点の是正も含め、防衛装備品調達全般の透明性・公正性の一層の向上を図るための措置を検討し、実施する予定。